

別記第2号様式（第5条関係）宣誓書

和歌山県事業継続支援金交付要綱 抜粋

（交付対象者）

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 県内に主たる事業所を有する事業者又は観光関連事業者のうち以下に掲げる施設を県内で運営する事業者であって、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金の支払の臨時特例に関する政令（令和2年政令第158号）第1項に規定する新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金（以下「持続化給付金」という。）の給付を受けた者

- ア 宿泊施設
- イ 温泉保養施設
- ウ 交通施設
- エ 休憩食事施設
- オ 観光土産品販売施設
- カ 不特定多数の方が利用する観光施設と認められる施設

(2) 前号の持続化給付金の給付を受けた者と同等の事業規模及び収益の減少があり、公序良俗を乱すおそれがなく、公益上適当と認められる事業者であって、本県経済の発展に向け、知事が特に交付の必要があると認める者。

（不交付要件）

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支援金を交付しない。

- (1) 既に本支援金の交付を受けた者
- (2) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 前各号に掲げる者の他、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が認める者

（交付申請の期間及び添付書類等）

第5条 支援金の申請期間は、令和2年5月15日から令和3年2月28日までとする。

2 規則第4条に規定する支援金の交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業概要(別記第1号様式)

- (2) 宣誓書(別記第2号様式)
- (3) 法人の場合は役員名簿(別記第3号様式)
- (4) 持続化給付金の給付を受けた者は給付通知書の写
- (5) 交付対象者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写
- (6) 交付対象者が、常時使用する従業員が6人以上の事業者である場合は、当該従業員の内訳等がわかる書類
- (7) 主たる事業所の所在地がわかる書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

和歌山県補助金等交付規則 抜粋

(立入検査等)

第21条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。